

○経済産業省令第四十四号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を実施するため、及び福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則

（特許料軽減申請書の様式）

第一条 福島復興再生特別措置法施行令（以下「令」という。）第三十九条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項に規定する第四年からの第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第一により作成しなければならない。

（審査請求料軽減申請書の様式）

第二条 令第四十条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第二により作成しなければならない。

（特許料軽減申請書の省略）

第三条 令第三十九条第一項又は第四十条第一項の申請書（以下この条において「特許料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面（以下この条において「書面」という。）を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができ。

（国有試験研究施設の減額使用の申請）

第四条 令第四十一条第二項の規定による認定を受けようとする者は、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする試験研究の実施計画及び使用する必要がある国有の試験研究施設を記載した書類

二 認定を受けようとする者が当該認定を受けようとする試験研究を行うために必要な技術的能力を有することを説明した書類

三 認定を受けようとする試験研究が認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第八十一条第三項第二号に規定する事業に係る試験研究であることを証する書面

（国有試験研究施設の減額使用の認定）

第五条 経済産業大臣は、前条の申請書を受理した場合であつて、令第四十一条第二項の規定による認定をしたときは、その申請をした者に様式第四による認定書を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正）

第二条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項中「出願審査の請求をするときに限る。」の下に「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十四条第二項の規定の適用を受けようとするとき」を加える。

第六十九条第四項中「第三号まで」の下に「福島復興再生特別措置法第八十四条第一項」を加える。

様式第四十四の備考中「出願審査の請求をするときに限る。」の「」を「福島復興再生特別措置法第84条第二項の規定の適用を受けようとするとき」や「第17条第二項の規定による審査請求料の1/2軽減」の「」を「福島復興再生特別措置法第84条第二項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加える。

様式第六十九の備考中「第17条第1項第1号から第3号まで」の「」を「福島復興再生特別措置法第84条第1項」や「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」の「」を「福島復興再生特別措置法第84条第1項の規定による特許料の1/2軽減」や「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加える。

第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正（平成二十二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十九の備考中「第17条第1項第1号から第3号まで」の「」を「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第84条第1項」や「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」の「」を「福島復興再生特別措置法第84条第1項の規定による特許料の1/2軽減」や「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加える。

様式第一（第1条関係）

【書類名】 特許料軽減申請書（福島復興再生特別措置法）

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の理由】

【納付年分】 第 年分

【提出物件の目録】

【備考】

1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線又はけい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則として左右の余白については各々2.3cmを超えてはならない。

3 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプライター等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないうように書く。また、「□」、「○」、「▲」又は「▼」を用いてはならない（欄名の前後に用いる「□」又は「○」を除く。）。

4 【出願の表示】の欄の【出願番号】には、特許料の第1年分から第3年分まで又は特許料の第1年分から第3年分までと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○-○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは【出願の表示】を【特許番号】とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。